

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

周南市法定外公共物管理条例（平成16年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

	占用物件	単位	占用料（円）
道路法 （以下 この表 におい て 「法」 とい う。） 第32条 第1項 第1号 に掲げ る工作	第1種電柱	1本につき1 年	1,000
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		930
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		72
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メート ルにつき1年	10
地下電線その他地下 に設ける線類	5		
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	700

物	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,400
	郵便差出箱		600
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,400
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	48
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		72
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		95
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		190
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの		480
	外径が 1 メートル以上のもの		950

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,900
	地下に設ける通路			1,500
	その他のもの			1,400
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この	看板（ア）チであるものを除く。	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400

表において「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき 1年	1,100	
	旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	1本につき 1日	44	
		その他の もの	1本につき 1月	440	
	幕(令第 7条第2 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。)	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	44	
		その他の もの	その面積1 平方メート ルにつき1 月	440	
	アーチ	車道を横 断するも の	1基につき 1月	4,400	
		その他の もの		2,200	
	令第7条第2号に掲げる工事用 施設及び同条第3号に掲げる工 事用材料			占有面積1 平方メート ルにつき1	440

令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	月	140
-------------------------------	---	-----

を
「

占用物件		単位	占用料（円）
道路法 （以下 この表 において 「法」と いう。） 第32条 第1項 第1号 に掲げ る工作 物	第1種電柱	1本につき	360
	第2種電柱	1年	550
	第3種電柱		740
	第1種電話柱		320
	第2種電話柱		510
	第3種電話柱		700
	その他の柱類		32
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メー トルにつき	3
	地下に設ける電線その 他の線類	1年	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	310
地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	190	
変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個につき 1年	640	
郵便差出箱及び信書便 差出箱		270	

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	640
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メートル未 満のもの	長さ 1メー トルにつき 1年	13
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満の もの		19
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満の もの		29
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満の もの		38
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		57
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの		76
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの		130
	外径が0.7メートル以		190

	上1メートル未満のもの			
	外径が1メートル以上のもの			380
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		640
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		530	
地下に設ける通路		320		
その他のもの		640		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		11
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		110
道路法施行令(昭和27年政	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110
		その他のもの	表示面積1平方メートル	1,100

令 第 479 号。 以 下 こ の 表 に お い て 「 令 」 と い う。 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件			ルにつき 1 年		
	標識		1 本につき 1 年	510	
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1 本につき 1 日	11	
		その他のもの	1 本につき 1 月	110	
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げ る工事に 用 意 するもの を 除く。）	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	11	
		その他のもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	110	
	アーチ	車道を横断す るもの	1 基につき 1 月	1,100	
		その他のもの		530	
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1	640
	令第 7 条第 3 号に掲げる施設			平方メート ルにつき 1 年	A に 0.028 を 乗 じ て 得 た 額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事に 用 意 するもの を 除く。）			占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	110	
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築			月	64	

物及び同条第7号に掲げる施設		
----------------	--	--

」

に改め、同表備考8を次のように改める。

- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。

別表第1中備考10を備考11とし、備考9を備考10とし、備考8の次に次のように加える。

- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

別表第2金額の欄中

「

30立方センチメートル以下のもの 1個につき 50円

30立方センチメートルを超え45立方センチメートル以下のもの 1個につき 80円

45立方センチメートルを超えるもの 1個につき 110円

」

を

「

粒径が0.3メートル以下のもの 1個につき 50円

粒径が0.3メートルを超え0.45メートル以下のもの 1個につき 80円

粒径が0.45メートルを超えるもの 1個につき 110円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、改正後の周南市法定外公共物管理条例の規定は、同日以後の第5条に規定する占用等（以下「占用等」という。）について適用し、同日前の占用等については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市法定外公共物管理条例新旧対照表

現行				改正案					
別表第1 (第8条関係)				別表第1 (第8条関係)					
占用物件		単位	占用料 (円)	占用物件		単位	占用料 (円)		
道路法 (以下この表において「法」という。) 第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	1,000	道路法	第1種電柱	1本につき	360		
	第2種電柱	1年	1,600	(以下この表において「法」という。)	第2種電柱	1年	550		
	第3種電柱		2,200	第3種電柱	740				
	第1種電話柱		930	第1種電話柱	320				
	第2種電話柱		1,500	第2種電話柱	510				
	第3種電話柱		2,100	第3種電話柱	700				
	その他の柱類		72	その他の柱類	32				
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき	10	第32条第1項第1号に掲げる工作物		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	3
	地下電線その他地下に設ける線類		1年	5	地下に設ける電線その他の線類		1年	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	700	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	310			
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190				
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,400	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	640				
郵便差出箱		600	郵便差出箱及び信書便差		270				

現行				改正案				
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,400		出箱			
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400		広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	48	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	13	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		29	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57	
	外径が1メートル以上のもの		950		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		1,400		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130	
法第32条第1項第	地下街及び地下室		階数が 1 のもの	A に 0.003 を乗じて			外径が0.7メートル以上	190

現行					改正案					
5号に掲げる施設				得た額	1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの					
				Aに0.005を乗じて得た額						380
				Aに0.006を乗じて得た額						
	上空に設ける通路	2,900	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年						640
	地下に設ける通路	1,500								
その他のもの	1,400									
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44		法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
							階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額				
							530			
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	640		
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1	4,400						
道路法施行令（昭	看板（アーチであ	一時的に設け	表示面積1	110	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11		
									その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月
					道路法施	看板（ア	一時的に設け	表示面積1	110	

現行					改正案						
「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件			年		和27年政令第479号。以下この表において「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	るものを除く。)		ルにつき1月			
	標識		1本につき1年	1,100		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	1,100		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日			44	標識		1本につき1年	510	
		その他のもの	1本につき1月			440		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日			44	その他のもの			1本につき1月	110
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月			440		幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月			4,400	その他のもの			その面積1平方メートルにつき1月	110
		その他のもの				2,200		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1		440					
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			月		140					

現行	改正案			
<p>(略)</p>		その他のもの		530
	令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積		640
	令第7条第3号に掲げる施設	平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積		110
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	平方メートルにつき1月		64
<p>備考</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</u></p>	(略)			
	備考			
	1～7 (略)			
<p>8 <u>占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。</u></p>	<p>8 <u>占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。</u></p>			
	<p>9 <u>占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</u></p>			

現行			改正案				
<p>9 占用の期間が1月未満であるときの占用料は、別表第1により算定した額に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>10 占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。</p>			<p>10 占用の期間が1月未満であるときの占用料は、別表第1により算定した額に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>11 占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。</p>				
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）				
名称	区分	金額	名称	区分	金額		
(略)			(略)				
生産物採取料	砂利又は砂れき	1立方メートルにつき 110円	生産物採取料	砂利又は砂れき	1立方メートルにつき 110円		
	砂	〃 90円		砂	〃 90円		
	くり石又は玉石	〃 110円		くり石又は玉石	〃 110円		
	土砂	〃 80円		土砂	〃 80円		
	転石	30立方センチメートル以下のもの		転石	粒径が0.3メートル以下のもの 1個につき 50円		
		30立方センチメートルを超え45立方センチメートル以下のもの 1個につき 80円			粒径が0.3メートルを超え0.45メートル以下のもの 1個につき 80円		
45立方センチメートルを超えるもの 1個につき 110円		粒径が0.45メートルを超えるもの 1個につき 110円					
埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつに伴う埋立てのために	1立方メートルにつき 25円		埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつに伴う埋立てのために採取する土砂	1立方メートルにつき 25円			

現行		改正案	
	採取する土砂		
	竹木、あし、かや、埋もれ木、ささ等	市長が時価を考慮して定める額	市長が時価を考慮して定める額
備考 (略)		備考 (略)	